

香川県教育委員会 12月定例会会議録

1. 開催日時 令和元年12月24日(火)
開 会 午前 9時30分
閉 会 午前10時25分

2. 開催場所 教育委員室

3. 教育委員会出席者の氏名

教育長	工代祐司
委員	藤村育雄
委員	小坂真智子
委員	平野美紀
委員	槇田 實

4. 教育長及び委員以外の出席者

理事	松原文士
教育次長兼政策調整監	井元多恵
総務課長	白井道代
義務教育課長	小柳和代
高校教育課長	金子達雄
保健体育課長	宮滝寛己
生涯学習・文化財課長	原田 智
政策主幹兼総務課副課長	石川史郎
総務課副主幹	増田大輔
高校教育課副主幹	本田実治博
保健体育課主任指導主事	菅 恵美子
保健体育課主任指導主事	山西達也
総務課主任	中村慎一
総務課主任主事	矢野勝也

傍聴人 あり(1人)

5. 会議録の承認

11月定例会の会議録署名委員の槇田委員から、同定例会の会議録について適正に記載されている旨報告。

各委員に諮り、これを承認した。

6. 非公開案件の決定

教育長から、本日の議題については、非公開とすべき案件がない旨、発言。

7. 議 案

○議案第1号 会計年度任用職員の給料に関する規則の制定について

総務課長から、令和元年9月定例県議会において議決された「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」が施行されることに伴い、会計年度任用職員のうち勤務時間が常勤職員と同じ、フルタイムの会計年度任用職員の給料に関する事項を定める規則を制定することについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員> 上限号給については、給料はそれ以上にならないということで解釈して良いのか。

<総務課長> そうである。会計年度任用職員については、上限号給以上の号給にはならない。また、一定の経験年数を満たすと上限号給に達するため、その号給が続くこととなる。

<藤村委員> 例えば、上限号給が行政職給料表の2級12号給となっている職員の場合、その金額は現行の給料表では213,300円となるが、この金額が適当なのか。

<総務課長> 大卒者の初任給を上回らない金額で設定するため、この金額となっている。

<藤村委員> 金額が低いように感じる。

<教育長> 少なくとも、現在よりは改善されるということか。

<総務課長> 期末手当、地域手当も支給されるようになることから、年収ベースで比較すると、この号給を適用した場合には現在よりも30万円程度の増額となる。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第2号 公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部改正について

総務課長から、平成28年11月定例県議会において議決された「公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」による扶養手当の見直しに係る経過措置が令和元年度をもって終了することに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<藤村委員> 子に係る手当額は、子ども一人に対しての金額か、それとも子どもの人数には関係ないのか。

<総務課長>子ども一人当たりの手当額が1万円であるので、子どもが複数いれば、1万円の人数分ということになる。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第3号 通勤手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和元年11月定例県議会において議決された「公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 特に無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第4号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和元年11月定例県議会において議決された「公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

<小坂委員>降格について、過去に事例はあるのか。

<高校教育課長>県立学校については事例がある。最近の事例では、主幹教諭から教諭に降格した事例がある。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第5号 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

総務課長から、令和元年9月定例県議会において議決された「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び令和元年11月定例県議会において議決された「公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」が施行されることに伴い、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】 特に無し

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

○議案第6号 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

総務課長から、不妊治療のための特別休暇を新設するため、所要の改正を行うことについて諮る旨、説明。

【質疑】

＜藤村委員＞不妊治療のための休暇を年間6日設けることとしているが、そもそも不妊治療の治療期間が年間6日という設定は、治療の実情として適当なものなのか。

＜高校教育課職員＞不妊治療は大きく分けると一般不妊治療と生殖補助医療の二つがあり、一般不妊治療については年間3回から6回が一般的であり、既に休暇制度を設けている先進県においても6日を限度としている。

各委員に諮り、原案のとおり可決した。

8. その他事項

○その他事項1 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（香川県の概要）及び令和元年度香川県体力・運動能力調査結果の概要について

保健体育課長から、令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果に係る香川県の概要及び令和元年度香川県体力・運動能力調査結果の概要について説明。

【質疑・意見交換】

＜小坂委員＞小学生は男女とも1週間の総運動時間が全国平均を下回っているとの説明があったが、この1週間の総運動時間というのは、例えば小学生であれば、スポーツ少年団等での活動だけでなく、学校の中で昼休みの時間に走り回って遊んだ時間も含まれているのか。

＜保健体育課長＞学校の体育の授業以外で運動した時間がすべて含まれる。

＜小坂委員＞その運動した時間数は、子どもが自分で1週間にこのくらいの時間運動したと申告したものを集計しているということか。

＜保健体育課長＞そうである。

＜小坂委員＞学校の中での運動時間については、それほど地域等による差が出ることはないと思うので、スポーツ少年団等で活動する子どもが少ないというようなことが関連していることはないのか。

＜保健体育課長＞スポーツ少年団等の活動に関連付けては考えておらず、やはりスマートフォンやゲーム等に時間がとられているのではないかと思う。

＜小坂委員＞スポーツ少年団等の活動が増えることで運動時間が増えるのではなく、日常生活や学校の中で少しでも運動時間が増やせるような取組みを意識して行う必要がある。

＜教育長＞昨年度の調査結果は今年度と逆で、小学生が全国平均を上回って、中学生が全国平均を下回っていたと思うが、資料２ページの表について、昨年はどうのような内容だったか。

＜保健体育課長＞小学校、中学校とも運動時間の傾向は今年度と同じであるが、昨年度は中学校２年生の体力テストの結果が全国４０位で、順位的にはこれまで一番低い結果であったのが、今年度は全国２１位となっている。

＜教育長＞個々の種目の傾向に対する理由付けについて、大きな傾向を見たときに、その理由付けが合っているのかと思う時がある。毎年度の調査結果によって、その理由付けが大きく変わるので、説明するのが難しい。

＜保健体育課長＞中学校については、昨年度の調査結果を受けて相当な危機感を持ち、様々な研修会等を通じて取組みを行ったことで、今年度の結果につながっている。

＜教育長＞小学校については、体力・運動能力調査の結果を学識経験者の方達に分析してもらい、チャレンジカードを使って体力向上の取組みの充実を図るのが良いのではないかという意見を踏まえ、９月から各学校で取組みを始めたところであるので、その成果も今後出てくるのではないかと思っている。

＜保健体育課長＞チャレンジカードの種目が、マラソン、鉄棒、縄跳びということで、この冬場の体育の授業などで取り組んで体力アップを図ってもらいたいと考えている。

○その他事項２ 令和元年度学校保健統計調査結果の概要について

保健体育課長から、令和元年度学校保健統計調査結果の概要について説明。

【質疑・意見交換】

＜平野委員＞調査の対象がすべての児童等ではないので、ある程度の傾向は分かると思うが、資料７ページの「痩身傾向児の出現率」の調査結果で、例えば摂食障害等の病気で学校に来られなくなる子どもも少なからずいると思うが、そういう子どもはこの統計には入ってこないということになるのか。

＜保健体育課長＞調査方法が抽出となっているので、そういう子どもは含まれていない。

＜平野委員＞ひどい摂食障害で学校に来られなくなるという子どもの事例も聞くので、この統計に含まれるかどうかを確認させてもらった。